

2022年度研修

障がいのある人をはじめとする支援を要する方々の就業支援に関する研修です。

障がい者
雇用支援の基本を学ぶ
セミナー『ライフステージをつなぐ支援
- 就労と生活支援』2023年
2月21日(火)

10:00 ▶ 17:00

@エルおおさか7F 708号室

〒540-0031 大阪市中央区北浜東 3-14

大阪府立労働センター
エルおおさか

障がいのある人と一緒に働くようになったが、「わからないことをどこに相談すればよいか」、「どのような支援機関があるのか」、「初めて障がい者雇用や就労支援の担当になったがどう進めていけばよいのか」等の不安や疑問をもつ方々は多くいらっしゃるのではないのでしょうか？当 NPO では、そうした不安や疑問を解決するため、毎年障がい者雇用制度や支援に関する基礎知識を学ぶセミナーを開催しています。

昨今障がいのある人の雇用就業が進んでいる中、就労の支援は職を得る支援とともに長く働き続ける支援の両方に重点がおかれるようになっていきます。さらにそれは就労を児童期からとらえ、就労支援へと繋ぎ、働き続けるために生活支援をタッグと組んだ支援へとつながっていく流れが大切です。その人の必要な支援をライフステージでどうつなぐかはとても重要な視点です。

今年度のセミナーはそうしたライフステージをつなぐ様々な支援を取り上げ、働く働き続けるを考えていきたいと考えます。

企業や支援機関で雇用管理や就業支援、生活支援に携わる方々、医療や教育の現場にいる方、家族や当事者の方を含め様々な分野からのご参加をお待ちしています。

「児童期から就労(社会参加)
を見据えて」現場
その1放課後等デイサービス コンパス
株式会社和 代表 坂口美和子「自分らしく働く
就労移行カラーズの取り組み」現場
その2

就労移行支援カラーズ

施設長

矢野真紀子

職業指導員

石井 桃子

「働く前と働いてから」
当事者からの発信現場
その3医療法人徳洲会 野崎徳洲会病院勤務
当事者「働き続けるを支える 生活支援
- グループホームから地域で暮らす」現場
その4

NPO 法人ワークステージ

ライフステージあべの

サービス管理責任者

今里 哲生

参加申し込み・タイムテーブルは裏面に

2022年度研修

障がいのある人をはじめとする支援を要する方々の就業支援に関する研修です。

障がい者
雇用支援の基本を学ぶ
セミナー

開催日時

2023年
2月21日 火曜日
10:00～17:00

定員

30名

定員に達し次第締め切ります。

対象

障がいのある人と一緒に働き始めた企業の方
障がいのある人の就業支援を担当している方
障がいのある人の生活支援を担当している方
医療分野や学校で支援をしている方など
家族や当事者の方

会場

大阪府立労働センター
(エルおおさか) 708号室
〒540-0031 大阪市中央区北浜東 3-14 7階

参加費

5000円

(申し込み時に振込先をお知らせします)

申込み

FAX:06-6949-1256
E-mail: o-isc@onyx.dti.ne.jp

締切

2月14日
火曜日

『ライフステージをつなぐ支援
- 就労と生活支援』

プログラム



時間	内容及び講師氏名 (敬称略)
0 9:30	【受付開始】
1 10:00	【開会挨拶】
10:10	【オリエンテーション】
I【基礎講座】	
2 10:10	「就労を支える生活支援-相談支援の現場より II」
11:00	嶋田 彰 日本ライトハウス居宅介護支援センターてくてく (鶴見区障がい者基幹相談支援センター) 相談支援専門員
	休憩(10分)
II【ライフステージをつなぐ支援現場いろいろ】	
3 11:10	「児童期から就労(社会参加)を見据えて」
12:00	現場その1 坂口美和子 放課後等デイサービス コンパス 株式会社社和 代表
	昼休憩(60分)

時間	内容及び講師氏名 (敬称略)
4 13:00	「自分らしく働く 就労移行カラースの取り組み」
13:40	施設長 矢野真紀子 職業指導員 石井 桃子 就労移行支援COLORSカラース
	休憩(5分)
5 13:45	「働く前と働いてから」
14:25	当事者からの発信 当事者 医療法人徳洲会 野崎徳洲会病院勤務
	休憩(5分)
6 14:30	「働き続けるのを支える生活支援
15:10	- グループホームから地域で暮らす」 現場その4 今里 哲生 NPO法人ワークステージ ライフステージあべの サービス管理責任者
	休憩(15分)
7 15:25	80分 【グループワーク】
16:45	
8 16:45	【閉会挨拶】
16:50	

参加申込書

フリガナ		所属先 (事業所名)	
氏名			
住所 (所属先)	〒		
TEL		FAX	
E-mail	個人 事業所		
配慮事項等			